

身近な公園緑地や
身近な街路樹の
身近な対処法



公園管理事務所

現在、前橋市内の公園緑地及び街路樹の維持管理は、愛護会の皆様のご理解とご協力がなくては成り立ちません。

常日ごろの皆様の尽力に、心から感謝申し上げます。

公園緑地は、だれでも安全に安心して利用できる、大切な公共施設です。

さらに、街路樹は景観の向上だけでなく、車道から歩道へ車の飛び出しを防ぎ、地球温暖化の防止にも役立っております。

愛護会活動が、住民活動の活力、住民自治の礎に今後も発展しますよう、愛護会会員皆様のご尽力、ご努力へ職員一同報えるよう頑張りますので、今後ともご理解とご協力の程、宜しくお願いいたします。

公園管理事務所職員一同

目 次

第 1 章 公園と街路樹の維持管理の基本

公園緑地の管理のしくみ

街路樹の管理のしくみ

第 2 章 公園設備のトラブル対応

公園灯がつかないとき

水道が壊れたとき(凍結・漏水)

第 3 章 病虫害・外来生物への対応

毛虫の発生と駆除(アメリカシロヒトリ、チャドクガ、イラガ)

桜を守るために(クビアカツヤカミキリ)

注意したい外来植物(オオキンケイギク、ナガミヒナゲシ)

第 4 章 農薬散布と安全管理

農薬使用の基本ルール

散布時の安全対策

第 5 章 清掃・除草作業の安全対策

熱中症予防

刈払機の安全な使い方

第 6 章 その他便利な問い合わせ先

付録 公園管理の Q&A

第1章 公園と街路樹の維持管理の基本

公園緑地の維持管理について

1. 前橋市の公園緑地管理状況

前橋市内には、大小さまざまな都市公園が400箇所以上あります。その多くは、愛護会を設立していただき、維持管理の一部をお願いしております。

2. 公園緑地の管理方法

公園緑地の維持管理で、市が業者に委託する業務は、次のものがあります。

① 公園施設の修繕

市所有の公園内の遊具や外柵、公園灯、水飲栓、トイレ等の公園施設の破損・故障などが生じた場合の修繕を行っております。

② 公園樹木(高木)剪定・伐採業務

市所有の公園内に植栽されている高木(ケヤキ、イチョウなど高所作業車を必要とするもの)の剪定業務は、造園業者にて行っております。中低木につきましては、市の職員により剪定を行っております。

公園数も多いことから、剪定等については、3年～5年に1回程度のサイクルで作業を計画したいと思っております。しかしながら枯れ木、枯れ枝の除去など緊急性のあるものにつきましては、迅速に対応いたします。

③ 病虫害防除業務等

公園樹の中には、毛虫類(アメヒト、イラガ等)が付きやすいものがあります。その際には、早期駆除を努めています。近年薬剤アレルギーの人が増えていきますので、基本は剪定、捕殺にて駆除しております。

愛護会、自治会のみなさまにご協力いただきたいこと

① 除草清掃のご協力のお願い

公園内の草が伸び放題になっている状況や、ごみが散乱している状況は、衛生上及び景観上からも好ましくなく、不法投棄などが頻繁に行われるような場となり、悪循環となっていきます。

また、ガラスなどの破片は、特に小さなお子様に危険なものです。そのため、除草清掃のご協力をお願いいたします。

ゴミ袋が必要な場合は、ご連絡ください。また、ゴミの回収にもお伺いいたしますのでご連絡をお願いいたします。

② 簡単な樹木の剪定

先にも記載させていただきましたが、公園内の樹木の剪定作業は3年～5年に1回程度になります。そのため、樹木は繁茂し景観の悪化だけでなく、安全面にも支障を生じます。

可能な限り簡単な低木や生垣などの刈込みのご協力をお願いいたします。その際、ご質問などがございましたらご連絡下さい。

また、危険な樹木などは迅速に対応いたしますので、ご連絡をお願いいたします。

③ 公園施設の破損、故障等があった場合の市への連絡

先にも記載しましたが、危険な公園施設は事故を未然に防ぐため、早急に対応いたします。市としてもパトロールは行っておりますが、近隣にお住まいになられている皆様のお気付きの点がございましたら、市までご連絡をお願いいたします。

そして、水道の破損、公園灯の不点灯等は二次災害を引き起こす可能性もございます。ご連絡をお願いいたします。

④ 毛虫が発生した場合の早期対応

アメヒトなどの毛虫は、出始めの時期では巣ごと撤去ができ、駆除が容易に行えます。公園内で、毛虫の巣を見つけたら、剪定バサミなどで枝ごと撤去するか、公園管理事務所へご連絡ください。5

⑤ 枯損木、枯枝、支障木(枝)の連絡

枯れた木をそのままにしておくと、台風などの時に倒木の恐れがあります。市でもパトロールを行い、伐採撤去をしておりますが、もし危ない公園樹木がありましたら、公園管理事務所までご連絡ください。

さらに、公園樹木の枝が民地に入り込んでしまい、生活に支障をきたしている枝や、標識やカーブミラーなどが見えなくなっている枝や樹木、また、外からの見通しを悪くして、危険な箇所をつくっている樹木についても、ご連絡をお願いします。

⑥ その他

最近、公園利用者のマナーの悪化について、愛護会の皆様から多くご連絡を頂きます。市といたしましても、看板によるマナー向上の啓発や、悪質なものに関しましては、警察に被害届けやパトロールの強化をお願いしています。

このような問題は近年多くなっているように思われます。

今後も愛護会の皆様と連携を密にとり、解決策を見出していきたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくをお願いいたします。

連絡先
建設部公園管理事務所
027-225-2116(直通)

街路樹の維持管理について

1. 前橋市の街路樹緑化推進状況

前橋市では市内の街路に適合(交通量、道路幅、周囲の環境等)した植樹を推進しています。現在植栽されている主な樹木としては、ケヤキ、ハナミズキ、イチョウ、フウノキ、トウカエデ、サクラ等があります。

道路区分	路線数	街路延長(m)	高木(本)
市 道	100	70, 000	11, 600

2. 街路樹の管理方法

街路樹管理では、市が業者に委託する業務は、次のものがあります。

①グリーンベルト管理業務

市道植樹帯にあるグリーンベルト(低木類:サツキ、ツツジ等)の刈込、除草、緑地帯の芝刈りなどを行っております。刈込回数については、サツキ等の花が咲くものについては年1回、ツゲなどの花が咲かないものについては年2回行っております。また、除草については、路線により年1～3回行っております。

②高木剪定業務

市道に植栽されている高木(ケヤキ、ハナミズキなど)の剪定業務は、夏期と冬期に行っております。夏期については、一部路線にて行っており、冬期については市内一円の街路樹を、おおむね3年のサイクルで行っています。

③病虫害防除業務等

街路樹の中には、毛虫類(アメヒト、イラガ等)が付きやすいものがあります。その際には、早期駆除を努めています。近年薬剤アレルギーの人が増えていきますので、基本は剪定、捕殺にて駆除しております。

3. その他

(1)市の発注以外の剪定について

街路樹の剪定については、市が計画的に剪定するほかに、東京電力や NTT などが、電線の維持管理のために支障木を切除する場合があります。その場合は、樹木の頭を詰めることなどがありますが、保守管理上必要ですので、ご了承ください。

(2)飾花について

道路の空いている植栽枡に、飾花をする場合、花の高さに注意願います。コスモスやヒマワリなどが飾花されている場合がありますが、道路への出入りの際に視認性が悪くなり、事故の原因にもなりかねません。飾花する場合は、背丈の低い花でお願いいたします。

(3) 国道、県道の管理について

国道、県道の管理については、それぞれ国、県が管理しております。何かありましたら、下記までご連絡ください。

前橋市内の国道・・・国土交通省 前橋出張所 251-2828

前橋市内の県道・・・前橋土木事務所 234-4224

愛護会、自治会のみなさまにご協力いただきたいこと。

①毛虫が発生した場合の早期対応

アメヒトなどの毛虫は、出始めの時期では巣ごと撤去ができ、駆除が容易に行えます。近隣の街路樹などで、毛虫の巣を見つけたら、剪定バサミなどで枝ごと撤去するか、公園管理事務所へご連絡ください。

②枯損木、枯枝の連絡

枯れた木をそのままにしておくと、台風などの時に倒木の恐れがあります。市でもパトロールを行い、伐採撤去をしておりますが、もし危ない街路樹がありましたら、公園管理事務所までご連絡ください。

③落葉清掃のご協力をお願い

秋の落葉の時期には、道路上に落葉が溜まってしまいます。道路管理課と連携し、道路清掃車などを走行させていますが、歩道部分については走行ができません。歩道部分の清掃については、近隣の方にもご協力をお願いいたします。

連絡先 建設部公園管理事務所 027-225-2116(直通)

第2章 公園設備のトラブル対応

公園灯故障かな？と思った時の対処法

①



電柱から、電源を引くためにほとんどの公園に設置されています。電柱から近い道路沿いにあります。直接電柱からひいて電灯をつけている場合もありますので、その場合は市へご連絡ください。

夏場の雷雨時等の後に、公園灯が点灯しないときがあります。そのような時、原因としてブレーカが落ちている場合が考えられます。ブレーカが落ちている場合はブレーカを上げることにより解消されます。(写真参照)

また、タイマーにより公園灯『入』『切』をしている場合はタイマーが停電等で誤作動する事がありますので、市へご連絡ください。

なお、ブレーカが落ちていない場合は、球切れ等他の原因によるものですので、市へご連絡ください。

また、日中も点灯している場合は、自動点滅器（明るさを感知してスイッチを入れる装置）の不具合が原因ですので、電気の無駄遣いを防ぐためお気づきになりましたら市へご連絡ください。

さらに、公園灯の笠破損も多くあります。子供のイタズラが主な原因ですが、放置しておくと灯具本体に水が入り破損してしまいます。こちらもお気づきになりましたら市へご連絡ください。また、いたずらは、周辺の小石を除去することで防ぐことが出来ますのでご協力お願いします。

②



カギのかかっているものもあります。その場合は市へご連絡ください。また、ご希望があれば、鍵をお渡しすることも出来ます。

③

ブレーカが落ちている場合「切」になっていますので、レバーを「入」に上げてください。

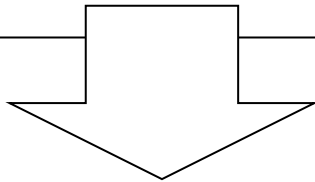


公園水道破損！その時の緊急対処法



写真は量水器です。使用量を量るため公園に設置されています。

この中に、水を止めるときのレバーと、量水器が入っています。公園外周、道路に近いところにあります。



厳冬期に起こる最も多い水道故障は、凍結による破損です。場合によっては大量に噴出し、凍結箇所への拡大、水飛散による二次災害が起こりますので早期の対応が必要です。市も早急な修理を心がけますが、発見後直ちに水道を止めることが必要です。今回紹介するのは、量水器からの止水方法です。（他には、止水栓による止水等があります。）

市担当者も連絡をいただき次第、早急に現場へ向かいますが、その間大量に水が噴出してしまいます。そのため、応急処置として止水をしていただけることが、大変ありがたい対処となります。

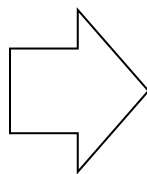
量水器は各ご家庭にもあるものです。いざという時や、漏水など早期発見のためにも役に立ちます。各ご家庭のみならず、公園の量水器の場所も確認していただきますようご協力願います。

また検針時に見やすいよう定期的な清掃もご協力願います。

ご希望の愛護会には、量水器の位置図を持って、お伺いいたします。



図のようにレバーを回すと公園内の水が止ります。 **すべての水道が止ります**ので、利用が予想されるトイレ、水飲み栓に使用中止の周知（貼紙等）が必要です。



水を止めると赤丸部分の回転する箇所が止ります。水を止めずに見てみると、水の使用が無いのに回っている場合はどこかで漏水している可能性があります。

第3章 病害虫・外来生物への対応

毛虫の発生！早期発見、早期対応で早期解決

①アメリカシロヒトリ(アメヒト)



写真上は、巣の状態です。

まとまっており飛散する前なので巣部分を切除し駆除すれば被害拡大を未然に防げます。

特徴としては、くもの巣状になっており、毛虫が食べた葉は形を残し茶色く透き通った感じです。(写真下)

発生位置が高く、枝の切除が困難な場合は、市へ通報してください。

多くのご連絡をいただく「毛虫」の対応です。

アメヒトは公園・街路樹の害虫苦情のナンバー1です。一箇所から大量に卵からかえり、飛散により拡散し、周辺樹木の葉を食べ、周辺家屋へ侵入することもあります。

毛虫でも、毒性はありませんので、触れても大丈夫ですが、嫌いな人、アレルギーの方は避けてください。

アメヒトは早期発見・早期対応で、被害が大きくならないうちに解決できるものです。また、発生初期段階でも目視により確認しやすく早期通報をしていただければ、市も早期対応をし被害拡大を未然に防ぐことができます。くもの巣状のアメヒトの巣を発見したらすぐに切除、駆除するか、届かない場合は市へ通報してください。

桜には特に好んで付きますので、公園内に桜がある場合は、注意が必要です。

発生時期は6月頃に第1回目の発生があり、その後2～3回晩秋まで発生しますので、長年にわたり注意をお願いします。



飛散後は、剪定だけでは対応できません。広く散ってしまいますので、その前までの対応が大切です。飛散した場合は手の施しようがありません。早期発見・早期対応が望まれますのでご協力をお願いします。

②チャドクガ(幼虫)



発生初期は写真のようにまとまっており、アメヒト同様駆除しやすいです。しかし、毒性が強いため触れないよう注意が必要です。成虫、卵にも毒性があり、死骸にも毒が残りますので、剪定後の片付けも注意が必要です。飛散後は、剪定だけでは対応できなく、広く散ってしまいますので、その前までの対応が大切です。発見し次第、ご連絡ください。

③イラガ(幼虫)



黄緑色で派手な毛虫です。これも毒性があり、電気が走るような痛みがあるためデンキムシとも呼ばれています。ヤマボウシ等に好んで付きますが、葉の裏側にいるため発見しづらいです。剪定時に注意が必要です。

アメヒトのほかに公園・街路樹に多い毛虫を紹介します。

これも早期発見早期対応で、被害が大きくなりないうちに解決できますので、ご注意・ご協力願います。また、このページに紹介する毛虫は毒性があるため、子供たちが利用する公園では早期駆除をする必要があります。発見し次第、市へ通報願います。

チャドクガはサザンカ・ツバキ系の樹木に大変付きやすい毛虫です。毒性が強いため注意が必要です。発生時期は年2回で5月～と8月～の2回です。

イラガは柿・ウメ・サクラ等の食樹に付きやすく、公園・街路樹ではヤマボウシによく付いています。年1～2回発生し、7～8月及び10月頃発生します。

注意

農薬散布について

農薬散布については、原則市では行いません。生活への危害が多く手の施しようが無くなった場合に、やむを得なく最終手段として行うことがあります。ご理解のほどお願いします。万が一行う場合には、規定に希釈等しています。また、散布周辺でアレルギー患者がいる場合は市へ事前相談してください。



桜が危ない！

クビアカツヤカミキリにご注意ください！

～早期発見・早期駆除が樹木を助けます～

クビアカツヤカミキリ



全体が光沢のある黒色で、胸部は赤色。

クビアカツヤカミキリは、桜や梅、桃などに寄生し、幼虫が木の中を食い荒らす外来昆虫です。

幼虫は木の中で2～3年をかけて成長し、成虫になると木から出てきます。成虫の発生時期は6月から8月頃で、幹や枝の樹皮に産卵します。繁殖力が強く、成虫の寿命は2週間以上です。

クビアカツヤカミキリが食い荒らした木は枯れてしまうため、落枝や倒木の危険性が高まります。そうすると伐採せざるを得ないため、早期発見が重要です。

幼虫は樹木の中にいるため、その姿を発見することができません。ですが、幼虫が食い荒らした樹木からは「フラス」と呼ばれる特徴的な木くずとフンが混ざったものが大量に排出されます。かりんとう状で触っただけではその形は崩れません。春から秋にかけて、木の根元にこのフラスを見つけたらご一報ください。

成虫がいた場合は、踏みつぶすなど被害が拡大する前に捕殺してください。



早期発見がされれば、薬剤の樹幹注入で木を助けることができます。発見が遅れると伐採しか打つ手がなくなります。みなさんのご協力をお願いします。

きれいな花だと思っても…オオキンケイギクとナガミヒナゲシ

①オオキンケイギク



オオキンケイギクは、5月～7月ごろに開花するコスモスに似た多年草です。花の色は黄色で、50～70cmほどの高さです。生息域は河川敷、道路わき、空き地など、どこでも目にすることができます。

繁殖力が強いため、日本に昔からある植物を駆逐してしまうため「特定外来生物」に指定されています。

駆除方法は、大変ですが、根ごと引き抜く方法が効果的です。駆除しても短期間ではなかなか減らないものですが、根気よく駆除を行います。

②ナガミヒナゲシ

ナガミヒナゲシは、5月ごろに開花するピーに似た一年草です。オレンジ色の花をつけ、20～70cmほどの高さです。生息域は河川敷、都市部などどこでも目にすることができ、他の植物の生育を妨げるレベルまで繁殖します。

ナガミヒナゲシの茎や葉には、植物毒である「アルカロイド」が含まれています。この毒を含む黄色い汁に触れると、皮膚の弱い人はかぶれやただれを起こす恐れがありますので、駆除には手袋をして行ってください。



画像の引用: 農研機構 農業環境変動研究センター

第4章 農薬散布と安全管理

公園等の農薬散布前に「ちょっと一読」

農薬の選択について

- 1 必ず農薬登録がなされた農薬を利用してください。(農薬のラベル等に「農林水産省登録第〇〇〇〇号」と記載のある農薬)なお、非農耕地専用と称して、農薬として使用できない旨の表示がある除草剤は、農薬登録がなされていないため、公園や街路等の植栽には使用できません。
- 2 人畜や環境への負荷をできるだけ低減する観点から生物農薬やフェロモン剤に適用があれば優先的に利用してください。ただし、このような農薬は即効性に劣る性質がありますので、効果が遅いことをご承知おき下さい。
- 3 粒剤等可能な限り飛散の少ない剤型の農薬を利用してください。
- 4 低温でも揮発しやすい農薬は、揮発影響を考慮して利用してください。
- 5 当該防除対象の農作物等や病害虫に適用ある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(総使用回数、使用量、使用濃度、使用時期等)及び使用上の注意事項を必ず守って使用してください。
- 6 農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを厳守してください。

散布について

- 1 散布区域の近隣に学校、幼稚園、保育園、通学路、図書館等がある場合は、当該学校へ事前に周知し、散布時間についても、通学帰宅時間を避け最大限考慮し行ってください。
- 2 無風または微風の気象条件で散布してください。また風向きには注意して、住宅地や農地への飛散が可能な限り少ない風向きで行ってください。
- 3 散布する際は、樹木全体への散布は可能な限り避け、病虫害の発生部位等へスポット散布してください。
- 4 全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等保管管理には十分注意してください。また農薬を他の容器へ移し変えないでください。
- 5 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒をひかえ、十分な睡眠をとってください。体調の優れない、又は著しく疲労しているとき等、散布作業は行わないでください。調製又は散布を行うときには、農薬用マスク・保護メガネ等防護を十分行い、取扱いを慎重に行ってください。
- 6 風下からの散布は避けてください。散布中、散布後に気分が悪くなった場合は、直ちに医師の診断を受けてください。
- 7 散布エリアは、一定期間立看板等による表示とともに、必要に応じロープ等にて立ち入らないよう措置を行ってください。

第5章 清掃・除草作業の安全対策

公園清掃のヒヤリハット、熱中症と刈払機の事故

「熱中症」とは…

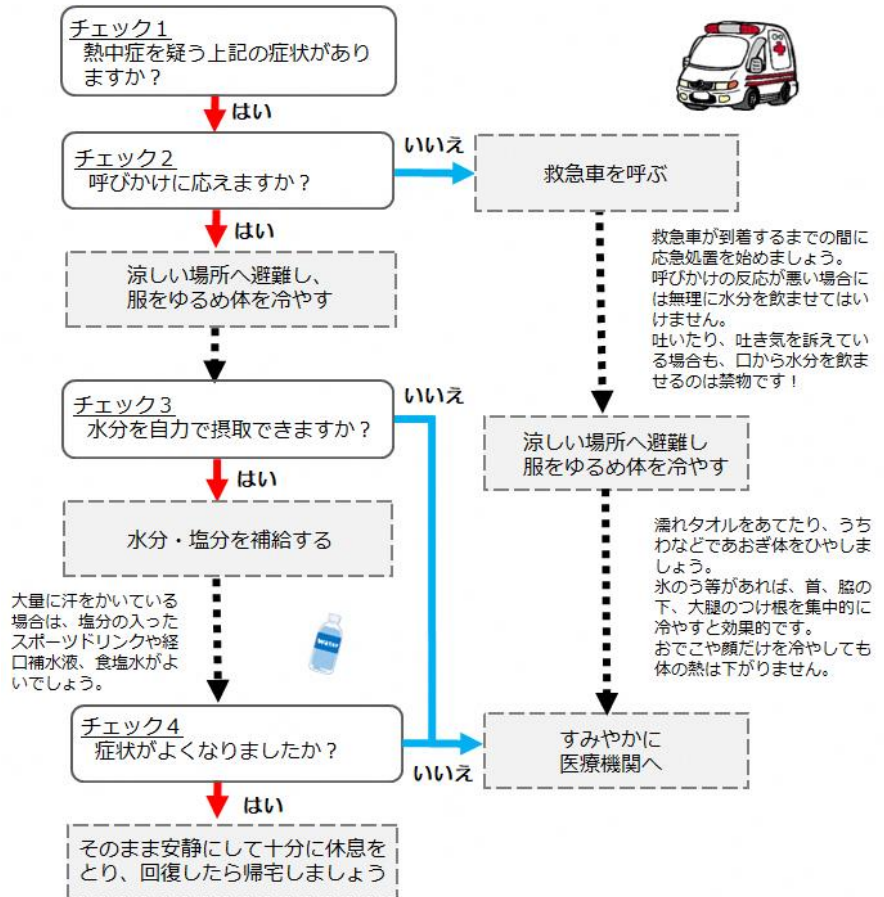
熱中症は、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさします。屋外だけでなく室内でも発症することがあります。

①暑さを避ける！

②こまめに水分補給！

夏は雑草の生育が良く、すぐに伸び放題になってしまいますが、除草作業は無理をせず「夏はやらない」「暑ければしない」を心がけてください。

【熱中症で具合が悪くなった時は】



除草機器を使用した除草の事故が増えてきています。除草機器を利用する場合は以下の点にお気をつけください。

自分を傷つけない

- ・ヘルメットや保護メガネ手袋などを利用しましょう。
- ・障害物にぶつかって起きるキックバック（機器の跳ね返り）によるケガに気をつけましょう。

他人を傷つけない

- ・刃が小石などに当たると飛散物によってケガをします。思わぬところまで飛んでいきますので、ガードや周囲に人がいないかを確認してください。

例えば、こんな事故がありました

除草作業中、停車していた車のフロントガラスに小石が飛び破損

→自治会の保険対応で修理



第6章 その他、便利な問い合わせ先

<u>各種公園施設 修繕等</u> 	市所有の公園内の遊具や外柵、公園灯、水飲栓、トイレ等、公園施設が、破損・故障などした場合の修繕を行っております。事故などを未然に防ぐため、皆様のご協力をお願いいたします。 ○ご連絡先……公園管理事務所(電話 225-2116)
<u>公園樹木の剪定等</u>	市所有の公園内の樹木の剪定を行っております。しかしながら、公園数が多いことから、作業の周期は3年に一回程度になると思います。愛護会の皆様で作業をされる際、樹木の剪定方法など、ご質問がございましたら、ご連絡願います。皆様のご協力をお願いいたします。 ○ご連絡先……公園管理事務所(電話 225-2116)
<u>草刈機の貸出し</u>	公園内の除草をするにあたり、肩掛け式草刈機等の貸し出しを行っています。ご利用ください。 ○予約及び貸出し場所……敷島公園ばら園(電話 232-2891) 大室公園(電話 268-5370)
<u>ゴミ袋の提供</u>	愛護会連合会に加盟されている団体方へ、清掃等に使用するゴミ袋をお渡ししています。 ○お渡し場所……公園管理事務所(電話 225-2116)
<u>ゴミの回収</u> 	公園清掃後のゴミや、除草した草、剪定枝等は回収に伺います。 (お願い)ゴミ袋に入れ分別していただき、公園出入口付近(公園内)にまとめておいてください。回収連絡には、除草ゴミ回収フォームをご利用ください。 ○ご連絡場所……公園管理事務所(電話 225-2116)
<u>講習会実施</u>	毎年1回実施されます。木や花の勉強会、樹木の剪定方法など、公園日常管理に必要な講習で市内愛護会員との意見交換・親睦を深める良い機会です。ご自宅の庭木管理、愛護会活動にも活用できますので奮ってご参加ください。
<u>まちかど花壇等 助成制度</u>	空き地などに、花壇を設置する助成です。一定の条件がありますが、公園内で花壇を作りたい、作ってみたい愛護会、自治会単位で申込みいただけます。道路等の残地、民地でも可能ですので、花のある街づくりに奮ってご相談ください。 ○問い合わせ先……公園緑地課緑化政策係(電話 898-6842)
<u>公園内看板提供</u>	公園内のお知らせとして看板を提供することが可能です。文面、設置場所、形態などご相談ください。 ○ご連絡場所……公園管理事務所(電話 225-2116)

付録 公園管理の Q&A

※本 Q&A は、愛護会活動の参考としてまとめたものです。

※公園の管理および利用に関する最終的な判断は、公園管理事務所が行います。

Q1 公園内で火は使えますか？（バーベキュー・焚火など）

A

公園内での火気の使用（バーベキュー、焚火、花火など）は、原則として禁止されています。身の危険を感じる場合は消防や警察に通報していただき、公園管理事務所へご連絡ください。

Q2 外国人利用者のマナーが気になります。

A

公園は、国籍を問わず誰でも利用できる公共の場所です。ごみの放置や騒音など、マナーが気になる場面もあります。

公園管理事務所では、英語表記などによる注意喚起看板の設置など、利用マナー向上に向けた環境整備を進めています。状況を確認のうえ、必要に応じて公園管理事務所へご相談ください。

Q3 大人数での利用や集団での活動は認められていますか？

A

利用の内容や規模によっては、使用許可が必要となる場合があります。

同じ団体が継続的に利用している場合や、他の利用者が使いづらい状況がありましたら、公園管理事務所へ情報提供をお願いします。

Q4 ボール遊びや犬の散歩、どう対応すればよいですか？

A

ボール遊びの可否や内容は、公園の立地や利用状況により異なります。また、犬の散歩については、リードの着用やふんの持ち帰りなど、基本的なマナーが必要です。

公園は、安全に利用できる範囲で自由に遊ぶ場所であることが基本となります。

一方で、危険行為につながるおそれがある場合や、地域の事情により判断が難しい場合は、愛護会や地域住民の間でルールを共有したうえで、公園管理事務所へご相談ください。